

■対応レベル等

表1 発生状況に応じた対応レベルの概要

発生状況	対象地	発生地*周辺（発生地から半径 10 km 以内）
通常時	全国	指定なし
国内単一箇所発生時	対応レベル 1	野鳥監視重点区域に指定
国内複数箇所発生時	対応レベル 2	
近隣国発生時等	対応レベル 3	必要に応じて適切な場所に野鳥監視重点区域を指定
	対応レベル 2 又は 3	

*緊急的に警戒が必要となる簡易検査陽性事例や、家きん等の疑い事例の発生地を含む。

表2 対応レベルの実施内容

対応レベル等	鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況の調査（死亡野鳥等調査）			
		検査優先種 1	検査優先種 2	検査優先種 3	その他の種
対応レベル 1	情報収集監視	1羽以上	3羽以上	5羽以上	5羽以上
対応レベル 2	監視強化	1羽以上	2羽以上	5羽以上	5羽以上
対応レベル 3	監視強化	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上
野鳥監視重点区域	監視強化	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上

- 同一場所（見渡せる範囲程度を目安とする。）で数日間（おおむね 3 日間程度）に発見された死亡個体や衰弱個体の合計羽数が表の羽数に該当した場合を基本として、ウイルス保有状況の調査を実施する。ただし死亡原因が他の要因であることが明瞭なものは除く。
- 見渡せる範囲程度とはあくまで目安であり、環境によって大きく異なり、具体的数値を示すのは困難であるので、現場の状況に即して判断して差し支えない。
- すべての種において、重度の神経症状がみられるなど、感染が強く疑われる場合には 1 羽でも検査を実施する。特に野鳥監視重点区域では、感染確認鳥類の近くで死亡していたなど、感染が疑われる状況があった場合には 1 羽でも検査を実施する。

表3 早期警戒期間中の調査実施内容

鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況の調査（死亡野鳥調査）			
	検査優先種 1	検査優先種 2	検査優先種 3	その他の種
情報収集監視強化	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上

- 早期警戒期間は毎年 9 月から 10 月末までとする。当該期間終了後は、対応レベルに応じた対応に移行する。

■検査優先種

表4 検査優先種

(11目14科)

検査優先種1 (19種)		
カモ目カモ科 ヒシクイ マガン シジュウカラガン コクチョウ* コブハクチョウ* コハクチョウ オオハクチョウ オシドリ ヒドリガモ キンクロハジロ	ツル目ツル科 マナヅル ナベヅル チドリ目カモメ科 ユリカモメ タカ目タカ科 オジロワシ オオタカ ノスリ ハヤブサ目ハヤブサ科 ハヤブサ	主に早期発見を目的とする。 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5亜型)に感受性が高く、死亡野鳥等調査で検出しやすいと考えられる種。 死亡野鳥等調査で、平成22年度以降の発生時を合わせた感染確認率が5%以上であった種
カイツブリ目カイツブリ科 カイツブリ カンムリカイツブリ	重度の神経症状**が観察された水鳥類	
検査優先種2 (8種)		
カモ目カモ科 マガモ オナガガモ トモエガモ ホシハジロ スズガモ	タカ目タカ科 オオワシ クマタカ フクロウ目フクロウ科 フクロウ	さらに発見の可能性を高めることを目的とする。 過去に日本、韓国等において死亡野鳥で感染確認のある種を含める。
検査優先種3		
カモ目カモ科 カルガモ、コガモ等(検査優先種1、2以外全種)	チドリ目カモメ科 ウミネコ、セグロカモメ等(検査優先種1以外全種)	感染の広がりを把握することを目的とする。 水辺で生息する鳥類としてカワウやアオサギ、コウノトリ、クロツラヘラサギ、検査優先種1あるいは2に含まれないカモ科、カイツブリ科、ツル科、カモメ科の種を、また鳥類を捕食する種として検査優先種1あるいは2に含まれないタカ目、フクロウ目、ハヤブサ目の種を、死亡野鳥を採食するハシブトガラス及びハシボソガラスを対象とした。
カイツブリ目カイツブリ科 ハジロカイツブリ等(検査優先種1以外全種)	タカ目ミサゴ科 ミサゴ タカ目タカ科	
コウノトリ目コウノトリ科 コウノトリ	トビ等(検査優先種1、2以外全種)	
カツオドリ目ウ科 カワウ	フクロウ目フクロウ科 コミミズク等(検査優先種2以外全種)	
ペリカン目サギ科 アオサギ	ハヤブサ目ハヤブサ科	
ペリカン目トキ科 クロツラヘラサギ	チョウゲンボウ等(検査優先種1以外全種)	
ツル目ツル科 タンチョウ等(検査優先種1以外全種)	スズメ目カラス科 ハシボソガラス ハシブトガラス	
ツル目クイナ科 オオバン		
その他の種		
上記以外の鳥種すべて。 猛禽類及びハシブトガラス、ハシボソガラス以外の陸鳥類については、国内での感染が確認されておらず、海外でも感染例は多くないことから、その他の種とする。 野鳥監視重点区域においては、3羽以上の死亡がみられた場合の他、感染確認鳥類の近くで死亡していたなど、感染が疑われる状況があった場合には1羽でも検査対象とする。		

* 外来種。

** 重度の神経症状とは、首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような状態(本体マニュアルp.113 図IV-4参照)で、正常に飛翔したり、採食したりすることはできないもの。

※検査優先種については今後の発生状況、知見の集積等により見直し、毎年シーズンの始めに環境省から通知する。